

民事訴訟における証拠収集手続の拡充等 (対当事者)

現行制度の内容

課題の指摘

検討中の事項と目標

【提訴の準備】

使用困難となる
事情がある証拠

証拠保全
【234条】

* アンケート回答者の約97%が、提訴前証拠収集処分の利用経験なし

主張・立証の準備
に必要なことが
明らかな事項

提訴前照会
【132条の2】

① 提訴前に証拠等
を得にくい

① 制度の実効性向上
➢ 提訴後の規律の見直し
も踏まえて検討

立証に必要なことが
明らかで、自ら
収集困難な証拠

提訴前
証拠収集処分
【132条の4】

提訴前の
交渉促進

提訴後の
審理充実

【訴訟提起】

攻撃防御方法

適切な時期に提出しなければならない
【156条】

立証を要する
事由についての
重要な証拠文書

証拠文書の
写しの添付
【規則55条2項・80条2項】

【争点整理】

主張・立証の準備
に必要な事項

当事者照会
【163条】

② 相手方の手元に
どのような証拠等
があるかが分から
ず提出を求めるこ
とができない

② より早期の証拠等
の開示を促進する機
能の強化
➢ 不開示による不利益の
在り方も含めて検討

訴訟関係を
明瞭にする事項

釈明・釈明処分
【149条・151条】

証拠等の
開示促進

争点整理
の円滑化

特定の事項に
関する主張・証拠

提出期間の裁定
＜理由説明＞
【162条】

特定の事項につい
ての攻撃防御方法
(協議を踏まえ審理計画
が定められる場合)

提出期間の裁定
＜攻撃防御方法の却下＞
【147条の3・156条の2
・157条の2】

文書の表示・趣旨
(所持者が識別可能な事項
は明らかにできる場合)

明らかにすること
を求める手続
【222条】

③ 当事者が提出を
求める証拠が必要
であるのに出てこ
ない

③ 必要な証拠の提出
に関する規律の見直
し
➢ 証拠提出と情報保護
の両面から検討

必要な証拠文書
(提出義務の例外あり)

文書提出命令
＜真実擬制＞
【223条・224条】

審理の
充実

証拠偏在
の緩和

【集中審理】

必要な供述証拠

当事者尋問
＜真実擬制・過料＞
【207条・208条】

* 文書提出命令の申立
て経験があるアンケート
回答者の約25%が、提出
義務の例外が広いと
回答

時機に後れて提出
した攻撃防御方法
(故意・重過失、訴訟完結
を遅延させる場合)

—
＜攻撃防御方法の却下＞
【157条】

民事訴訟における証拠収集手続の拡充等（対第三者）

